

8 保健医療サービスの推進3（感染症・結核）

感染症の発生を未然に防止するため、各種予防接種を実施するとともに、感染症発生動向の情報を収集・還元する。また、感染症患者が発生した場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒等のまん延防止対策及び患者の医療の確保等について必要な対応を実施する。さらに、エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎等の検査相談の実施及び予防啓発事業を推進する。

結核については、患者が適切な医療を受け、治癒し、速やかに社会生活に復帰することを支援するとともに、患者家族等の接触者への感染を防止するため患者管理を行う。

（1）予防接種の実施

【事業の目的・内容】

市民を感染症から守るため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施する。また、法律に定められていないものについても、市が自ら必要とするものについては行政措置として予防接種を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
予防接種法，予防接種法施行令，予防接種法施行規則，予防接種実施規則 定期接種実施要領 宇都宮市定期予防接種実施要領 宇都宮市の区域外で受診した予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市幼児インフルエンザ予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市風しん抗体陰性者予防接種費補助金交付要綱，交付要領 宇都宮市骨髄移植者等予防接種再接種費用補助金交付要綱，交付要領 原発避難者特例法 自然災害の発生に伴う被災者の定期予防接種実施要領	保健予防課 感染症予防グループ

《事業の沿革》

年 度	沿 革
平成6年	インフルエンザ予防接種を中止（児童の流行抑止が顕著でない等の理由） おたふくかぜ単独予防接種を開始 おたふくかぜ予防接種を委託方式により一部助成制度を導入し生後3～48か月の者に接種料金 5,000円のうち 2,000円を助成 麻しん予防接種の助成対象を生後12～36か月未満から生後12～72か月に対象枠を拡大し，接種料金 5,000円のうち 4,000円を助成 予防接種法の改正（10月）により，①健康被害救済制度の充実，②対象疾病の見直し，③集団義務接種から個別勧奨接種への移行，④予診の強化，⑤インフルエンザを対象疾病から削除し，破傷風を新たに加える，⑥接種対象年齢枠の拡大が施行され，本市でも平成7年度から実施方法等を変更
平成7年	三種混合予防接種を完全個別化（生後3か月～90か月）とし全額助成 風しん予防接種の個別化（生後12か月～90か月）接種料金 5,500円のうち 4,500円を助成 麻しん予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 5,500円のうち，4,500円を助成 おたふくかぜ予防接種の接種料金 5,500円のうち，2,500円を助成

平成8年	<p>予診（接種のための診察過程において、体調不調等により接種不可と判断された場合）料金の新設</p> <p>ポリオ追加接種（S.50～52生対象）の実施</p> <p>二種混合予防接種（生後3か月～90か月）を新たに個別接種として導入し接種料金 5,300円のうち、4,300円を助成</p> <p>麻疹予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 7,100円のうち、5,600円を助成</p> <p>三種混合予防接種の接種料金 6,300円のうち、5,300円を助成</p> <p>おたふくかぜ予防接種の接種料金 6,500円のうち、2,500円を助成</p> <p>予診の結果、体調不調等により接種できない者の予診制度を導入し、個別委託として予診料金 2,800円全額を助成</p>
平成9年	<p>おたふくかぜ予防接種を中止</p> <p>定期接種における予防接種料金の自己負担を廃し、全額公費負担とする。</p>
平成11年	日本脳炎予防接種（3歳～7歳6か月）の個別化
平成12年	<p>日本脳炎予防接種（生後6か月～3歳未満）で特に希望があれば、医師の判断により接種可能とする。</p> <p>公衆衛生審議会答申（平成11年7月）に基づき、高齢者向けインフルエンザ予防対策の一環として、65歳以上のインフルエンザ予防接種の平成13年度実施に向け、実施計画を作成</p>
平成13年	<p>65歳以上及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はH I Vによる免疫の機に障害を有する者のインフルエンザ予防接種の接種料金の一部又は全額を助成（自己負担1,000円又は免除）</p> <p>上記対象者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護被保護者に対しては、全額を公費負担とする。</p> <p>予防接種法改正時の経過措置により中学2年時男女に実施してきた風しん予防接種について、経過措置終了後も行政措置として集団接種を継続実施</p>
平成14年	<p>昭和54年4月2日～昭和62年10月1日生まれの風しん予防接種未接種者に対し、個別接種開始（平成15年9月30日まで）</p> <p>市外区域で実施した予防接種に対する費用の全額及び一部助成開始</p>
平成16年	<p>ツベルクリン反応検査・BCG接種（生後2か月～48か月未満）集団接種の終了（平成17年1月31日まで）</p> <p>17年度接種対象年齢外となる者への救済措置としてツベルクリン反応検査・BCGの個別接種を実施（2～3月）</p>
平成17年	<p>BCG接種（生後6か月未満）の個別化</p> <p>BCG行政措置（生後6か月～12か月未満）</p> <p>厚生労働省からの「日本脳炎予防接種の積極的勧奨の中止」の通知を受け、乳幼児期の個別接種及び小学4年生の集団接種中止（5月31日以降）</p> <p>中学校における日本脳炎予防接種の廃止</p> <p>幼児インフルエンザ予防接種費の一部助成開始</p>
平成18年	<p>麻疹風しん混合予防接種開始。生後12か月～24か月未満を1期、5歳～7歳未満で、小学校就学前年度の者（年長児に相当）を2期とする2回接種</p> <p>救済措置として、上記対象者以外の7歳6か月未満の者に対し、麻疹、風しん単独接種（行政措置）の実施（平成19年3月31日まで）</p>
平成19年	風しん行政措置（中学2年時男女：集団）の終了
平成20年	<p>麻疹風しん混合予防接種の3期（中学1年生）、4期（高校3年生）開始（平成24年度までの時限措置）</p> <p>二種混合予防接種（11歳以上13歳未満）の個別化</p>
平成21年	<p>日本脳炎予防接種1期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成21年6月2日）</p> <p>新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助の実施（平成21年11月16日～国の補助が終了するまで）</p>

平成22年	<p>日本脳炎予防接種2期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成22年8月27日）</p> <p>国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業に基づき、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種ワクチンについて、接種費用の全額公費助成を開始（平成23年1月11日から平成23年度までの期限付き事業）</p> <p>厚生労働省通知に基づき、東日本大震災の発生により本市に避難している住民について、住民登録地に償還払い制度がない場合に限り、定期予防接種費用の公費助成を開始（平成23年3月16日）</p> <p>ポリオ追加接種（昭和50～52生対象）の終了（平成23年3月）</p>
平成23年	<p>日本脳炎予防接種の積極的勧奨を再開。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれ）について、20歳未満まで、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日）</p> <p>麻しん風しん混合予防接種第4期の特例措置として、修学旅行等で海外に行く高校2年生が対象となる（平成23年5月20日から平成24年3月31日まで）</p> <p>東日本大震災の発生によりやむを得ない理由で定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日から平成23年8月31日まで）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチンの供給量不足により、3月初旬から一時的に接種制限となる。その後、高校2年生は6月10日、高校1年生は7月10日、中学生は7月20日から段階的に接種を再開</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン「サーバリックス」に加え、「ガーダシル」を助成対象ワクチンとして導入（平成23年9月15日）</p> <p>原発特例法に基づき、東日本大震災の発生により本市に避難している、指定13市町村に住居登録のある者について、定期予防接種の公費助成を開始（平成23年11月15日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成継続（平成24年度までの期限つき事業）。</p>
平成24年	<p>生ポリオワクチンの集団接種を終了（平成24年6月）。不活化ポリオワクチン（初回接種）が定期接種となり、個別接種を開始（平成24年9月1日）</p> <p>不活化ポリオ（追加接種）が定期接種となる（平成24年10月23日）</p> <p>四種混合が定期接種となり、個別接種を開始（平成24年11月1日）</p> <p>長期療養などの特別な事情で定期予防接種を受けることができなかった者について、特別な事情がなくなってから2年間、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成25年1月30日）</p> <p>麻しん風しん混合第3期、第4期の接種を終了（平成25年3月31日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成事業を終了（平成25年3月31日）</p>
平成25年	<p>予防接種法改正（平成25年4月1日施行）により、①ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期接種となる。②子宮頸がんの対象が「中学1年生から高校1年生相当の女子」から「小学6年生から高校1年生相当の女子」に変更。③BCGの対象が「生後6か月未満」から「生後1歳未満」へ変更。④日本脳炎特例措置の対象が「平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた人」から「平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人」へ変更。⑤時限措置として実施していた麻しん風しん混合3期及び4期終了。</p> <p>「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」の開始（平成25年4月1日）。</p> <p>高齢者肺炎球菌予防接種補助事業の開始（平成25年4月1日）。</p> <p>妊娠希望者等への風しん予防接種補助事業の開始（平成25年6月1日）。</p> <p>ワクチンとの因果関係が否定できない症状が接種後に特異的に見られたことから、厚生労働省勧告により子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を差し控えた（平成25年6月14日）。</p> <p>予防接種法実施規則の改正により、小児用肺炎球菌が既存の7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替え（平成25年11月1日）。</p> <p>厚生労働省通知により、定期予防接種の対象年齢の解釈が示された。これまで「～歳未満」の予防接種については「誕生日の前々日まで」に接種と解釈されていたが、「誕生日の前日まで」に解釈変更となった（平成26年3月11日）。</p>

平成26年	<p>予防接種法施行規則，実施要領の改正により，ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，ポリオ，日本脳炎，子宮頸がん（2価）の接種間隔が緩和（平成26年4月1日）。</p> <p>ワクチン管理配送業務（ワクチン一括購入）の開始（平成26年7月1日）。</p> <p>副反応取扱通知の変更により，予防接種を行った医師以外の医師も，「予防接種後副反応報告書」を提出することになった（平成26年9月26日）</p> <p>子宮頸がん予防接種後の症状に対応する医療機関として自治医科大学病院と独協医科大学病院が指定された。</p> <p>水痘ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となり，個別接種を開始（平成26年10月1日）。</p> <p>全メーカーで三種混合ワクチン製造終了（平成26年12月4日）。以降，三種混合ワクチンは厚生労働省を通して，メーカーに対し，在庫品の個別販売を依頼することになる。</p> <p>水痘予防接種の経過措置（生後36か月以上60か月未満の未接種者に対する1回接種）の終了（平成27年3月31日）</p> <p>高齢者肺炎球菌の経過措置（101歳以上の方への接種）を終了（平成27年3月31日）</p> <p>高齢者肺炎球菌予防接種補助事業の終了（平成27年3月31日）。</p>
平成27年	<p>インフルエンザワクチンが3価から4価へ改良され，値上がりとなった。このため，高齢者インフルエンザの自己負担額を1,000円から1,500円へ変更した（平成27年10月1日）。</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけて実施した基金事業でヒブ，小児用肺炎球菌，子宮頸がんを接種し，PMDA法により副反応があったと認定された者について，通院（入院相当でない）の場合は医療費・医療手当は支給されないが，代わりに「健康管理支援手当」が支給されることとなった（平成27年12月1日）。</p> <p>四種混合ワクチン「スクエアキッズ」を助成対象ワクチンとして導入（平成27年12月9日）</p> <p>厚生労働省通知に基づき，4回を超える不活化ポリオワクチンの接種が可能となった。このため，三種混合未完了者は，すべて四種混合で接種することになった（三種混合による接種は，事実上終了となる）。</p> <p>※ 一般財団法人化学及血清療法研究所において，違法な添加物を用いて血液製剤を製造していたことが判明，ワクチンも一部承認と異なる方法で製造しており，厚生労働省は出荷自粛を要請。10月から全国的に四種混合ワクチン「クアトロバック」が供給不足となった（平成27年11月26日出荷自粛解除）。その後，化血研は110日間（1月18日～5月6日まで）業務停止命令を受けた（ただし，代替品のないワクチン等は除く）。</p> <p>※ 北里第一三共の製造する麻しん風しん混合ワクチンが，力価不足により抗体価が不十分となる可能性があるとして，11月から特定のワクチンについて自主回収となった。</p>
平成28年	<p>予防接種法実施規則の改正により，保護者と連絡がとれない児童について，保護者が行方不明であるか否かに係らず，児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による予防接種の実施が可能となる（平成28年4月1日）</p> <p>B型肝炎ワクチンが定期予防接種となり，個別接種を開始（平成28年10月1日）。</p> <p>厚生労働省通知により「特段の配慮」が必要とされた自然災害による被災者で，住民登録地に償還払い制度がない者の定期予防接種について，実施要領及び申請書等を統一した「自然災害の発生に伴う被災者の定期予防接種実施要領」を制定（平成29年1月1日）。</p>
平成29年	<p>B型肝炎予防接種について，平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間に生まれた者で，かつ全3回の接種を終えていない場合は，生後1歳を経過した後も，平成29年9月30日まで全額公費負担とする行政措置による接種を開始（平成29年4月1日）</p> <p>田辺三菱製薬が2シリンジ入りの四種混合ワクチン「テトラビック皮下注シリンジ」の製造を終了し，1シリンジ入りの同様のワクチンの製造販売を開始した。（平成29年11月）</p> <p>田辺三菱製薬が三種混合ワクチンの製造を再開（平成29年12月）</p> <p>化血研の製造する日本脳炎ワクチンの供給が再開された。また，熊本地震の前に製造された同様のワクチンについて，力価不足により抗体価が不十分となる可能性があるとして，特定のワクチンについて自主回収となった。（平成29年1月）</p>

平成30年	<p>骨髄移植後に免疫を失った者への再接種の開始（平成30年4月1日）</p> <p>日本BCG株が製造販売する乾燥BCGワクチンにおいて、規格値を超えたヒ素が検出されてことを受け、自主回収となった。（平成30年11月）</p> <p>政令の改正に伴い、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が、風しん第5期の定期の予防接種の対象者となる（施行：平成31年2月1日 実施：平成31年4月から）。</p> <p>政令の改正（平成31年3月）に伴い、平成31年度から5年間、高齢者肺炎球菌の経過措置を延長</p> <p>MSDがヘプタバックス-IIバイアル製剤の販売を中止（平成31年3月）</p>
令和元年度	<p>田辺三菱製薬が販売する四種混合ワクチン「テトラビック皮下注シリンジ」において、不活化ポリオワクチンが有効期間内に承認規格を下回ったことを受け、自主回収となった（令和元年6月）</p> <p>「テトラビック皮下注シリンジ」の回収ロットの製品を接種された者で、4回の定期接種完了後に抗体検査を受けた結果、ポリオの追加免疫が医師により必要と判断され、不活化ポリオワクチンの予防接種が実施された場合、その接種を定期接種として取り扱う（令和元年9月）</p> <p>MSD社が製造しているB型肝炎ワクチンが10月以降、国内供給を継続できなくなるおそれがあるという通知が厚生労働省より届く（令和元年8月）</p> <p>B型肝炎ワクチンのヘプタバックス0.25mlとビームゲン0.25mlの供給が停止する（令和元年10月）</p> <p>サノフィが販売するアクトヒブが製造元での調査等に時間を要しているため、供給が停止する。（令和2年1月）</p> <p>宇都宮市医師会と共同でHPVに係る周知ポスターを作成。管内医療機関に送付し、対象者等に対する周知を依頼（令和2年3月）</p>
令和2年度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」が供給不足となる（令和2年4月）。</p> <p>「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」が供給再開となる（令和2年5月）。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、定期接種期間内に接種できなかった者への救済措置として、接種期間延長できる新型コロナウイルス感染症特例措置の開始（令和2年6月）</p> <p>B型肝炎ワクチンのヘプタバックス0.25mlが供給再開となる（令和2年7月）。</p> <p>第一三共が製造している「スクエアキッズ」について、百日せきワクチンの製造上の課題解決に至っておらず、生産再開の目処がついていないため、供給が停止する（令和2年8月）。</p> <p>予防接種法改正（令和2年10月1日）により、ロタウイルスワクチンが定期接種となる。また、接種間隔（注射生ワクチンから次の注射生ワクチン接種の間隔は27日以上あける。それ以外は制限なし）が変更となる（令和2年10月1日）。</p> <p>厚生労働省通知に基づき、高校1年生相当女子に対し、子宮頸がんや子宮頸がんワクチンについて知ってもらうための個別通知を行う（令和2年10月23日）。</p> <p>HPVの個別通知を行う自治体が増えたことにより、GSK株式会社が製造する「サーバリックス」が供給不足となる（令和2年10月29日）。</p> <p>日本脳炎ワクチン「ジェービック」において、製造上に問題が生じたため、製造が停止し、供給が不足する（令和3年1月）。</p>

令和3年度	<p>第一三共が製造している四種混合ワクチン「スクエアキッズ」が販売中止となる（令和3年4月）。</p> <p>B型肝炎ワクチン「ビームゲン0.25ml」が供給再開となる（令和3年4月）。</p> <p>「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」により、子宮頸がん予防ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことや接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどから、積極的勧奨が再開となる（令和3年11月26日）。</p> <p>日本脳炎ワクチン「ジェービック」が供給再開となる（令和4年12月10日）。</p> <p>「乾燥BCGワクチン（経皮用・1人用）」の希望納入価格が、令和4年4月1日から3,000円から5,000円に改定される通知がある（令和3年12月）。</p> <p>HPVワクチン「サーバリックス」が供給再開となる（令和4年1月28日）。</p> <p>「HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」により、積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、従来の定期接種を超えている方（平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方）に対して接種を行う。</p>
-------	---

《取組・実績等》

① 予防接種法に基づく定期予防接種

ア 県内での接種（※1）（令和4年度予算：854,099千円 市単独）

予 防 接 種 の 種 類		接 種 者 数	
		令和元年度	令和2年度
定期 予 防 接 種 （ 医 療 機 関 で の 個 別 接 種 ）	・ ロタウイルス（生後6週～32週未満）	—	3,456人
	・ B型肝炎（1歳未満）	11,506人	11,738人
	・ ヒブ（生後2か月～60か月未満）	15,742人	15,775人
	・ 小児用肺炎球菌（生後2か月～60か月）	16,104人	15,397人
	・ 四種混合（生後3か月～90か月未満）	16,276人	15,836人
	・ 三種混合（生後3か月～90か月未満）	2人	0人
	・ 不活化ポリオ（生後3か月～90か月未満）	9人	7人
	・ 二種混合（11歳以上13歳未満）	4,059人	4,606人
	・ BCG（1歳未満）	4,006人	3,861人
	・ 水痘（生後12か月～36か月未満）	7,969人	8,136人
	・ 麻しん風しん混合（生後12か月～24か月未満） 又は麻しん・風しん（小学校入学の前年度）	4,154人	8,511人
	・ 日本脳炎（生後6か月～90か月未満） （9歳以上13歳未満）	15,878人	14,614人
	（特例対象者）（※2）	4,100人	4,165人
	・ 子宮頸がん（小学6年生～高校1年生相当の女子）	2,942人	2,170人
	・ 高齢者肺炎球菌（65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳。60～65歳未満の心・腎・呼吸器機能不全者・HIV免疫不全者）	168人	781人
・ 高齢者インフルエンザ（65歳以上。60～65歳未満の心・腎・呼吸器機能不全者・HIV免疫不全者）	4,667人	4,883人	
長期療養の特例措置による接種（※3）	72,277人	88,750人	
	11人	11人	

※1 「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」（平成25年度開始）による県内（市外）での接種件数を含む。

※2 令和3年度は日本脳炎ワクチン「ジェービック」に製造上の問題が生じたことにより、供

給不足となったため、1回目と2回目の未接種者と、定期接種として接種が受けられる年齢の上限に近づいており、4回目の接種が完了していない者が優先接種の対象となった。

※3 法令に基づき特別な事情により、対象年齢の間に接種できなかった場合、接種できるようになってから2年間、公費負担の対象とするもの。

イ 市外区域（主に県外）で実施した予防接種に対する費用助成者

（平成14年度開始 令和4年度予算：8,433千円 市単独）

令和3年度費用助成者数 延べ 271人

② 原発避難者特例法に基づく避難住民への定期予防接種

令和3年度費用助成者数 延べ 10人

③ 風しんの追加的対策事業（事業開始：平成31年度）

相対的に風しんの抗体価が低い成人男性に対して風しんの抗体検査及び予防接種を実施することで、風しんの発生・まん延及び先天性風しん症候群の発生を予防する。

	クーポン券送付時期	クーポン送付数	抗体検査	予防接種
令和3年度	令和4年3月末	48,781通	3,034件	654件

④ インフルエンザ予防接種費助成（平成17年度開始 令和4年度予算：5,055千円,市単独）

接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境づくりに努めるとともに子育て支援の一助とする。（対象 1歳以上2歳未満）

令和3年度接種者数 延べ 47,921人

※ 令和3年度については、発熱患者を減らし、医療機関の負担軽減を図るなどの理由から、令和3年10月時点で新型コロナウイルスワクチンの接種の対象外であった「生後6か月～小学6年生」に拡充した。

⑤ 風しん抗体価が低い妊娠希望者等への風しん予防接種費助成

（平成25年度開始 令和4年度予算：729千円,市単独）

接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境づくりに努め、妊婦等への感染を抑制し、先天性風しん症候群の発生防止の一助とする。（対象：抗体価の低い妊娠を希望する女性とそのパートナー等）

令和3年度接種者数 282人

⑥ 骨髄移植者等予防接種再接種費用補助金

（平成30年度開始 令和4年度予算：282千円,市単独）

骨髄移植等の特別の理由により、接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断された方を対象に、再接種に要した費用の一部を助成することにより、感染症の発生及びまん延の予防や子育てに係る負担の軽減を図ることを目的とする。

令和3年度実績 認定申請 4件

助成申請 7件

⑦ 市民への周知方法（令和3年度）

- ・健康づくりのしおり〔毎年4月発行〕
- ・市広報紙・市ホームページ
- ・宇都宮市ママ・パパ赤ちゃんのためのしおり〔子ども家庭課において母子健康手帳交付時に配布〕
- ・関係医療機関へのポスター配布〔高齢者肺炎球菌〕

⑧ 定期予防接種の積極的勧奨（令和3年度）

接種勧奨の種類	接種勧奨の時期	接種勧奨方法（個別通知）
予防接種全般	生後2か月 7歳未満の転入者の転入時	封書（予防接種受診者証，子どもの予防接種のごあんない）
水痘	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
麻しん風しん混合1期	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
	2歳の誕生日の2か月前 （未接種者のみ）	ハガキ
麻しん風しん混合2期	年長となる年度の4月	ハガキ
	年長となる年度の7月	保育園，幼稚園を通して夏休み前にチラシ配布
	年長となる年度の10月	小学校を通して就学時健康診断時にチラシ配布
	年長となる年度の10月， 3月（未接種者のみ）	ハガキ
二種混合	11歳の誕生日の1か月後	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票）
	13歳の誕生日の2か月前 （未接種者のみ）	ハガキ
	小学5，6年生の7月	小学校を通して夏休み前にチラシ配布
日本脳炎（※1）	3歳，4歳	ハガキ
	7歳の誕生日の1か月後 （1期追加未接種者のみ）	ハガキ
	9歳	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書）
	18歳	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書）
子宮頸がん（※2）	年度末	封書（予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書）

※1 令和3年度については，国の通知により，接種勧奨する対象者を3歳と18歳に限定している（日本脳炎ワクチン供給不足のため）。

※2 令和3年11月に厚生労働省の審議会において，積極的勧奨の再開が決定し，令和4年3月末に定期接種対象者（標準的接種年齢である中学1年生から高校1年生までの女子）に封書を発送した。

⑨ 定期予防接種の実施期間（令和3年度）

・個別接種

ア 通年実施……ロタウイルス，B型肝炎，ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，ポリオ，二種混合，BCG，水痘，麻しん風しん混合，麻しん，風しん，日本脳炎，子宮頸がん，高齢者肺炎球菌

・実施医療機関数……市内約280

イ 10月から3月まで実施……高齢者インフルエンザ

・実施医療機関数……市内約320

※ その他，市外（県内）における県内相互乗り入れ事業への協力医療機関

(2) 新型コロナワクチン接種事業

① 事業の概要

ア 目的

新型コロナワクチンの接種を推進することにより，新型コロナウイルス感染症の発症を予防し，死亡者や重症者の発生をできる限り減らし，結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

イ 対象者等

接種回数	接種対象年齢	使用ワクチン	標準的接種間隔
初回接種 (1・2回目)	12歳以上	ファイザー社	3週間の間隔で2回接種
		武田/モデルナ社	4週間の間隔で2回接種
		アストラゼネカ社	4～12週間の間隔で2回接種 (※)
追加接種 (3回目)	12歳以上	ファイザー社	2回目接種日から6か月以上の間隔 で1回接種
	18歳以上	武田/モデルナ社	
初回接種 (1・2回目)	小児 (5～11歳)	ファイザー社 (小児用)	3週間の間隔で2回接種

※ アストラゼネカ社のワクチンは，県営接種会場でのみ使用。薬事承認上18歳以上を対象に有効性・安全性が確認されているが，諸外国における使用推奨状況や年齢ごとのリスク・ベネフィットに関する報告等を踏まえ，原則40歳以上が対象

ウ 接種順位

- ・ 12歳以上の初回接種については，感染時の重症化リスクや感染症対策の観点から接種順位を設定

【優先接種】

- ①医療従事者等，②高齢者（※），③基礎疾患を有する者・高齢者施設の従事者，④60～64歳，⑤教職員・保育士，居宅サービス事業所の従事者，⑥妊婦等

※ 80歳以上>75～79歳>70歳～74歳>65～69歳

【一般接種】

- ①50～59歳・12～19歳，②40～49歳，③20～39歳

- ・ 追加接種については，国の示した2回目接種からの接種間隔に基づいて実施
- ・ 小児への接種については，感染時の重症化リスクの高い基礎疾患のある小児を優先し，次にマスクの常時着用など感染対策が取りにくい低年齢層から順に実施（5～7歳 ⇒ 8～11歳）

エ 使用するワクチンの種類

ワクチンの種類	ファイザー社		武田／モデルナ社	
	小児（5～11歳）	12歳以上	12歳以上	18歳以上
対象年齢	1・2回目接種用	1・2・3回目接種	1・2回目接種	3回目接種
保管温度	-7.5℃±1.5℃：9か月 2～8℃：10週間	-7.5℃±1.5℃：9か月 -2.0℃±5℃：14日 2～8℃：1か月	-2.0℃±5℃：9か月 2～8℃：30日	
1バイアルの接種回数	10回接種分	6回接種分	10回接種分	15回接種分
最小流通単位	1箱10バイアル (100回接種分)	1箱195バイアル (1,170回接種分)	1箱10バイアル (100回接種分)	1箱10バイアル (150回接種分)
希釈	(希釈が必要) 1.3mlの薬液を1.3mlの生理食塩液で希釈 (希釈後の使用期限) 2～30℃で12時間	(希釈が必要) 0.45mlの薬液を1.8mlの生理食塩液で希釈 (希釈後の使用期限) 2～30℃で6時間	(希釈不要) 一度針をさしたものは 2～25℃で12時間	
接種用量	0.2ml/回	0.3ml/回	0.5ml/回	0.25ml/回

オ 交接種について

- ・ 初回接種は、原則、同一の者に同一のワクチンを使用することとしているが、同一ワクチンでの接種が困難である場合は異なるワクチンで接種が可能
- ・ 追加接種については、初回接種と異なるワクチンでの接種が可能

【参考：同一ワクチンでの接種が困難である場合】

- ・ 1回目のワクチン接種後に重篤な副反応が生じたこと等により、医師が医学的見地から、2回目に同一のワクチンを接種することが困難であると判断した場合
- ・ 国内のワクチン流通の減少や接種を受ける方の転居等により、1回目と2回目で同一のワクチンを接種することが困難な場合

② 取組経過・実績等

ア 12歳以上の接種状況（3月31日時点）

対象者数		1回目		2回目		3回目	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
18歳以上	438,317	—	—	—	—	200,420	45.7%
12歳以上	467,393	422,910	90.5%	419,116	89.7%	—	—
全人口	521,104	422,910	81.2%	419,116	80.4%	200,420	38.5%

※ 人口は令和3年1月1日時点のもの。また、接種回数は医療従事者等を含む

【参考：12歳以上の年代別接種状況】

年齢区分	対象者数	1回目		2回目		3回目	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
65歳以上	132,423	126,123	95.2%	125,751	95.0%	115,230	87.0%
60～64歳	29,180	26,694	91.5%	26,647	91.3%	19,457	66.7%
50～59歳	68,259	64,356	94.3%	64,089	93.9%	26,118	38.3%
40～49歳	81,806	70,624	86.3%	70,115	85.7%	16,734	20.5%
30～39歳	64,366	53,806	83.6%	53,140	82.6%	11,172	17.4%
20～29歳	52,564	44,488	84.6%	43,867	83.5%	9,477	18.0%
12～19歳	38,795	33,021	85.1%	32,322	83.3%	※1,927	※19.8%

※ 18～19歳の接種回数（対象者数9,719人）で算出

イ 小児（5～11歳）の接種状況（3月31日時点）

年齢区分	対象者数	1回目		2回目	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率
5～11歳	32,986	2,726	8.3%	195	0.6%

ウ 市民への周知（令和3年度実績）

媒体	実施時期
広報うつのみや	毎月
市ホームページ	随時
市公式ツイッター	随時
とちぎテレビデータ放送	随時
ラジオ（AM・FM・ミヤラジ）	随時
啓発動画 ※主な放映場所 ・市ホームページ（YouTube） ・本庁舎1階モニター ・オリオンスクエア ・ミヤラジ・バンバ・ビジョン ・JR宇都宮駅東西自由通路デジタルサイネージ ・地区市民センター（10か所） ・バンバ出張所 ・動画モニター（バス停留所）	令和3年9月～随時
新聞折り込みチラシ	令和3年5・6・7（2回）・9・10月、令和4年1・2月
新聞広告（下野新聞社）	令和3年10月
啓発ポスター・チラシ	随時
各課所有のSNS ・経営管理課：LINE「教えてミヤリー」 ・国際交流プラザ：リビングインフォメーション（外国人向けフェイスブック） ・保育課：保育園向けメール ・産業政策課：宇都宮市からの企業支援情報メールマガジン（事業者向けメールマガジン） ・学校健康課：スキットメール3（スリー）（小中学校保護者向けメール） ・生涯学習課：フェイスブック（生涯学習課のアカウント）	令和3年9月～随時
3プロスポーツチームツイッター	令和3年10月
栃ナビ等の電子広告	令和3年10月

③ 本年度の取組予定

ア 執行方針

国からのワクチン供給の見通し（供給量・供給時期等）を踏まえながら、市民が安心して円滑に接種できるよう、接種対象者のニーズに応じた接種機会の確保や、ワクチンの効果や安全性に関する正しい情報の周知を図り、早期接種を推進する。

イ 予算

- ◇歳入：793,646千円 国庫負担金（10/10）：新型コロナウイルス感染症予防接種
3,480千円 国庫負担金（10/10）：新型コロナウイルスワクチン予防接種
健康被害救済給付費負担金
840,992千円 国庫補助金（10/10）：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保
事業補助金
◇歳出：1,638,118千円【20款5項10目 予防費 予防接種費】

(単位 千円)

節	説明科目	4年度 予算	摘 要	3年度 予算
01 報酬	非常勤報酬	773	予防接種委員会委員報酬	0
03 職員手当等	職員手当等	8,443	コロナワクチン対策業務 従事職員時間外勤務手当	0
10 需用費	消耗品費	639	集団接種消耗品等	215
	印刷製本費	4,400	接種証明用改ざん防止用紙	18,260
	医薬材料費	6,671	集団接種用医薬材料	0
11 役務費	通信運搬費	31,072	接種券郵送料等	1,092
	保険料	454	集団接種従事者傷害保険	0
12 委託料	委託料	1,577,683	予防接種業務委託（個別接種費用） コールセンター、封入封緘等一式業務委託 ワクチン管理・配送・仕分け業務委託 集団接種運営委託等	3,084,528
13 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	4,251	ワクチン管理用非常用電源装置	0
17 備品購入費	庁用器具費	252	集団接種用備品	0
18 負担金、補助及び交付金	交付金	3,480	予防接種健康被害給付金	0
合計		1,638,118		3,104,095

④ 課題

- ・ 今後、新たに接種対象年齢となる方や未接種者で、今後、接種を希望する者もいることから、令和4年度以降も引き続き初回接種が可能な体制を維持する必要がある。
- ・ 4月から12～17歳の追加接種（3回目接種）が開始となることから、関係機関と連携しながら準備を進める必要がある。

⑤ 事業の沿革

令和2年度	12月	・新型コロナウイルス接種実施本部準備班（4名体制）を設置（12月24日）
	1月	・新型コロナウイルス接種実施本部を設置，保健予防課内にワクチン接種推進班（6名体制）を設置（1月29日）
	2月	・医療従事者（NHO宇都宮病院）での先行接種を開始（2月17日）
	3月	・コールセンター開設（35名体制）（3月1日） ・医療従事者等への優先接種を開始（3月8日）
令和3年度	4月	・ワクチン接種推進班（7名体制） ・高齢者施設の入所者・従事者への接種開始（4月12日） ・80歳以上へ「接種券」発送（4月23日） ・75～79歳へ「接種券」発送（4月30日）

5月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の予約受付開始（5月1日） ・70～74歳へ「接種券」発送（5月7日） ・個別接種の開始（5月17日） ・65～69歳へ「接種券」発送（5月21日） ・本庁舎と拠点の地区市民センターで予約支援を開始（5月24日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターを拡充（50名体制）、全地区市民センター、保健センター・地域包括支援センターで予約支援開始（6月7日） ・市独自の優先接種や職域接種を促進するため「ワクチン接種促進班」を設置（本庁4階）（6月10日） ・基礎疾患のある方（12～64歳）の「接種券」交付申請の受付開始（6月14日） ・県営大規模接種会場「とちぎワクチン接種センター（とちぎ健康の森）」開設（モデルナ社ワクチン）（6月16日） ・集団接種の開始（6月20日） ・基礎疾患のある方（65歳未満）へ「接種券」発送（6月29日） ・60～64歳へ「接種券」発送（6月30日）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の教職員・保育士、居宅サービス事業所の従事者へ「接種券」発送（市独自の優先接種）（7月9日） ・12～59歳へ「接種券」一斉発送（7月20日） ・保健予防課とパスポートセンター（バンバ出張所）で海外用「接種証明書」の発行開始（7月26日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・予約空き枠等について医療機関と事業者のマッチングを行う「事業者向けワクチンコール」を開始（8月2日） ・65歳以上の未接種者に対し、接種勧奨はがきを郵送（8月20日） ・妊婦への優先接種開始（市独自の優先接種）（8月30日）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「接種促進期間」（9月10日～10月10日）を設け、集団接種の拡充と周知を強化（9月10日） ・予約なしで当日接種ができる「ぷらっとワクチン」開始（9月22日） ・地区市民センター等における予約支援を終了（9月30日）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・12～64歳の未接種者に対し、接種勧奨はがきを郵送（10月20日） ・接種対象者のおおむね8割が2回接種を終了（10月31日）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等への3回目「接種券」発送開始（11月19日）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等への3回目接種開始。コールセンターの電話をフリーダイヤルに変更（無料化）。コールセンターを縮小（40名体制）（12月1日） ・保健予防課とパスポートセンター（バンバ出張所）で国内用「接種証明書」の発行開始（電子申請も開始）（12月20日） ・年末年始（12月20日～1月9日）にかけて、実施医療機関を20か所に縮小 ・高齢者施設の入所者等へ3回目「接種券」発送開始（12月23日）

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設の入所者等へ3回目接種開始（1月4日） ・県営大規模接種会場「とちぎワクチン接種センター（とちぎ健康の森）」再開設。3回目接種開始（1月15日） ・65歳以上へ3回目「接種券」発送開始，コールセンターを拡充（60名体制）（1月17日） ・本庁と全地区市民センター，保健センターで予約支援開始（1月18日） ・65歳以上へ3回目接種開始（これまでのファイザー社ワクチンに加え，モデルナ社ワクチンでの接種も開始）（1月25日）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナワクチン対策室を設置（19名体制）（2月1日） ・18～64歳への3回目「接種券」発送開始（2月17日） ・18～64歳への3回目接種開始（2月20日） ・小児（5～11歳）へ「接種券」一斉発送（2月21日） ・基礎疾患のある小児の優先予約のための事前申請開始（2月22日）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患のある小児への接種開始（小児用のファイザー社ワクチンで接種開始）（3月4日） ・5～7歳への接種開始（3月10日） ・8～11歳への接種開始（3月17日） ・「接種証明書」の発行窓口を本庁（保健と福祉の相談窓口）と全地区市民センターに拡大（3月22日） ・地区市民センター等における予約支援を終了（3月31日）

（3）感染症発生動向調査事業（平成11年度開始 令和4年度予算：1,415千円 国1/2,市1/2）

【事業の目的・内容】

感染症の発生及びまん延を防止するため，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき，一～五類感染症を週単位（一部月単位）で情報収集，分析，提供及び公開し，感染症の予防及びまん延の防止を図る。

一類から四類については全数届出。五類感染症については，全数把握対象と定点把握対象に分けられている。

市内の定点医療機関数は，インフルエンザ18，小児科11，眼科3，性感染症4，基幹病院2，疑似症2，病原体5（インフルエンザ2，小児科1，基幹病院2）である。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12～14条 感染症発生動向調査事業実施要綱 宇都宮市感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》※ 感染症の発生状況は暦年で集計

① 感染症法第12条及び14条に基づく届出（医師の届出）

ア 一類感染症発生状況（危険が最も高い感染症）

	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱	ペスト	マルブルグ病	ラッサ熱
平成29年	0	0	0	0	0	0	0
平成30年	0	0	0	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0	0	0

イ 二類感染症発生状況（危険が高い感染症）※結核を除く。

	急性灰白髄炎	ジフテリア	SARS	鳥インフルエンザ [※] (H5N1) (H7N9*)	MERS*
平成29年	0	0	0	0	0
平成30年	0	0	0	0	0
令和元年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0

ウ 三類感染症発生状況

	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
平成29年	0	1	0	0	6
平成30年	0	0	0	0	15
令和元年	0	1	0	0	8
令和2年	0	0	0	0	7
令和3年	0	0	0	0	12

エ 四類感染症発生状況（全44疾患）

	A型肝炎	E型肝炎	オウム病	デング熱	日本紅斑熱	レジオネラ症
平成29年	0	0	0	1	0	8
平成30年	4	1	0	0	0	7
令和元年	0	0	0	1	1	9
令和2年	0	0	1	0	0	15
令和3年	0	0	1	0	0	7

オ 新型インフルエンザ等感染症発生状況（※令和2年次の類型は指定感染症）

	新型コロナウイルス感染症
令和3年	4,915

カ 五類感染症発生状況

(ア) 全数把握対象感染症発生状況（全24疾患）

	アモeba赤痢	ウイルス性肝炎	急性弛緩性麻痺*	急性脳炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	梅毒	パncマイシン耐性腸球菌感染症	カルバペm耐性腸内細菌科細菌感染症	風しん	侵襲性肺炎球菌感染症	破傷風	播種性クリプトコックス症	百日咳**
H29	7	0	4	0	2	8	0	4	1	5	0	0		
H30	3	0	7	2	1	6	0	6	2	9	0	0	16	
R1	4	2	2	3	3	9	0	2	4	6	0	0	34	
R2	2	0	4	3	2	20	1	6	0	3	1	1	4	
R3	1	2	2	1	1	32	0	3	0	4	0	0	4	

*平成30年5月1日より追加 **平成30年1月1日より追加

(イ) 定点把握対象感染症発生状況（月報分）

		性器クラミジア	性器ヘルペスウイルス	尖圭コンジローマ	淋菌感染症
平成29年	男	173	29	71	118
	女	36	14	19	5
平成30年	男	159	25	85	119
	女	56	25	5	13
令和元年	男	164	25	68	111
	女	99	46	12	22
令和2年	男	161	30	71	78
	女	116	93	16	16

令和3年	男	154	24	74	100
	女	126	66	30	16
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	薬剤耐性緑膿菌感染症	
平成29年	61	0	0		
平成30年	53	0	0		
令和元年	64	0	0		
令和2年	61	0	0		
令和3年	78	0	0		

(ウ) 定点把握対象感染症発生状況 (週報分) ※別紙

② 感染症法第13条に基づく届出 (獣医師による届出)

- 平成23年 鳥インフルエンザ (H5N1) の鳥類 2件

(4) 感染症の発生・まん延防止対策の実施

(平成11年度開始 R4年度予算 : 1,948千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断の勧告、汚染箇所の消毒、二次感染の防止等を図り、感染症の発生及びまん延を防止する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17～20条, 27条 宇都宮市保健所条例 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長通知) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会設置要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実 績》

① 感染症患者接触者等の健康診断の勧告 (又は措置) 及び病原菌検索 (第17条関係)

	細菌性赤痢	0157	08	026	0103	0111	0112	0121	0165	0不明	コレラ	計
平成29年度	3	12	0	3	0	0	0	8	0	0	0	26
平成30年度	4	14	0	0	3	0	0	2	0	5	0	28
令和元年度	0	27	0	0	3	0	0	2	0	0	0	32
令和2年度	0	5	0	0	3	3	1	2	0	8	0	22
令和3年度	0	11	0	2	0	0	0	0	0	1	0	14

② 感染症患者の入院の勧告又は措置 (第19条関係)

令和2年3月、帰国者接触者外来において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、市内の感染症指定医療機関へ入院勧告を実施。

③ 感染症患者の移送（第21条関係）

	移送数	感染症名
平成21年度	6	新型インフルエンザ
平成26年度	2	結核
平成30年度	1	結核
令和元年度	7	結核，新型コロナウイルス感染症
令和2年度	216	新型コロナウイルス感染症
令和3年度	889	結核，新型コロナウイルス感染症

④ 浸水地域の防疫の実施（第27条関係）

	消毒箇所数	方法等
平成26年度	14	業者委託：4箇所 職員対応：10箇所
平成27年度	8	業者委託：8箇所
平成28年度	2	職員対応：2箇所（消毒薬配布）
平成29年度	1	職員対応：1箇所（消毒薬配布）
平成30年度	1	職員対応：1箇所（消毒薬配布）
令和元年度	609	業者委託：2カ所 職員対応（消毒薬散布）：607箇所
令和2年度	0	
令和3年度	0	

⑤ 感染性胃腸炎集団発生事例対応

社会福祉施設等の長は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号健康局長等通知）に基づき、次のいずれかの場合、施設等所管課及び保健所に対し報告することとなっている。

ア	同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
イ	同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が※10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ	ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※従来の報告基準を超えてからの報告では、施設内において感染が一定規模まん延し、終息までに長時間を要してしまうことから、平成20年12月15日付け保健所長名で、社会福祉施設の長に対して、報告基準の変更を通知

変更前：有症者数が10名以上 ⇒ 変更後：1日あたりの有症者数が5名以上

《集団発生報告数》

	施設数	内 訳		発症者数（人）			
				入所者等	職員	計	
平成29年度	12	児童福祉施設	10	120	6	126	167
		小学校	2	40	1	41	
平成30年度	22	高齢者施設	1	5	6	11	313
		児童福祉施設	13	157	17	174	

		障がい者施設	1	6	3	9	
		幼稚園	6	103	8	111	
		その他の学校	1	5	3	8	
令和元年度	12	高齢者施設	1	12	2	14	242
		児童福祉施設	9	187	11	198	
		障がい者施設	1	20	3	23	
		その他の学校	1	6	1	7	
令和2年度	1	児童福祉施設	1	19	4	23	23
令和3年度	19	障がい者施設	1	12	3	15	430
		児童福祉施設	17	366	34	400	
		小学校	1	14	1	15	

⑥ 新型インフルエンザ対策

ア 新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会（旧「連絡会議」）の開催

市域における新型インフルエンザ等への対応体制を整備するため、関係機関との協議会を開催（平成24年度「新型インフルエンザ連絡会議」より移行）

（ア） 地域連絡協議会の構成

区 分	所 属	
委 員	宇都宮市医師会	会長
		副会長（感染対策・救急災害対策部担当）
		宇医保健事業団夜間休日診療部担当理事
	宇都宮市歯科医師会	会長
	宇都宮市薬剤師会	会長
	栃木県看護協会	会長
	感染症指定医療機関	NHO栃木医療センター 副院長
	警察署	宇都宮中央警察署 警備課長
		宇都宮東警察署 警備課長
		宇都宮南警察署 警備課長
	消防局	宇都宮市消防局 警防課長
	宇都宮市教育委員会	学校健康課 課長
	栃木県	健康増進課 感染症対策室 室長
宇都宮市保健所	保健所 所長	
事務局	宇都宮市保健所	副所長，保健予防課，保健所総務課

（イ） 開催実績

	開催回数
平成28年度	1
平成29年度	1
平成30年度	1
令和元年度	0
令和2年度	2
令和3年度	0

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症対応等のため中止

イ 行動計画等の策定

- 平成18年1月 行動計画初版策定
- 平成19年1月 行動計画一部改定（第2版：国計画の改定に伴う改定）
- 平成20年1月 行動計画一部改定（第3版：同上），対応マニュアル初版策定
- 平成22年8月 行動計画一部改定（第4版：同上）
- 平成26年3月 行動計画策定（特措法施行及び国・県計画の全面改定に伴う全面改定）
- 平成27年3月 対応マニュアル策定（新行動計画の策定に伴う策定）

【国・県の動向】

- 平成24年 5月 新型インフルエンザ等対策特別措置法成立
- 平成25年 4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 6月 国の行動計画及びガイドライン策定（全面改定）
- 11月 県の行動計画策定（全面改定）
- 平成26年 3月 県のガイドライン策定（新行動計画の策定に伴う策定）
- 令和3年 2月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正
（新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請及び命令等を規定するもの）

（5）感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催

（平成11年度開始 令和4年度予算：1,092千円 市単独）

【事業の目的・内容】

一類・二類の感染症患者等（結核を除く）が発生し、勧告（措置）入院した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院勧告による入院の延長に関する必要な事項について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 宇都宮市保健所条例	保健予防課 感染症予防グループ

【入院勧告事例】

市内医療機関等において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、市内の感染症指定医療機関等へ入院勧告を実施。

（6）新型コロナウイルス感染症対策及び医療給付事業

① 事業の概要

ア 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るとともに、患者に対する適切な医療を提供する。

イ 対象者等

新型コロナウイルス感染症患者、接触者等

ウ 法令等

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 宇都宮市感染症発生動向調査実施要綱

② 取組経過・実績等

ア 行政検査の実施

- ・ 積極的疫学調査の中で判明した濃厚接触者等に対して検査を実施する。PCR検査センター等において検体を採取し、市衛生環境試験所において検査を実施する（市実施分）。
- ・ 本市と行政検査に係る委託契約を締結した帰国者・接触者外来等において、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う者に対して検査を実施する。当該医療機関において検体を採取し、当該医療機関又は民間検査機関において検査を実施する（委託分）。

● 検査件数

	令和元年度※	令和2年度	令和3年度
市実施分	136件	11,547件	13,534件
委託分	-	30,654件	87,521件
計	136件	42,201件	101,055件

※ 令和2年2月に検査を開始

● 累積委託医療機関数

- ・ 令和2年度末時点：128機関
- ・ 令和3年度末時点：167機関

イ 診療体制の充実

- ・ インフルエンザとの同時流行が懸念される中、発熱患者等の診療が可能な医療機関を、県が「診療・検査医療機関」として指定する。
- ・ 本市においては、「診療・検査体制強化協力金制度」により、医療機関の取組を支援している。（令和2年度のみ実施）

● 診療・検査体制強化協力金制度の申請数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	-	64	0	29	1	0	94

ウ 地域外来・検査センター（PCR検査センター）の運営

- ・ 市民の不安解消や感染拡大の防止、検体採取の作業の効率化など、PCR検査体制を強化するため、自家用車等から降りずにその場で検体を採取するドライブスルー方式を活用したPCR検査センターを設置し、検体採取を実施する。

	令和2年度	令和3年度
検査件数	7,259	15,591
行政検査※1	4,247	13,507
医療機関依頼分	1,098	342
出張※2	1,914	1,542
個人向け※3	-	200

※1 保健所における積極的疫学調査の中で判明し、保健所の判断で実施した検体採取分

※2 陽性者が発生した高齢者施設等に赴き、実施した検体採取分

※3 県外往来者（首都圏等）等を対象とした個人向けPCR検査（令和3年5月26日から開始）

エ 陽性者数

【令和2年度】 1,642件

【令和3年度】 18,624件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
件数	156	420	415	511	1,586	505	66	24	85	3,443	6,242	5,171	18,624

オ クラスター発生件数

【令和2年度】 14件

【令和3年度】 53件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
件数	3	2	3	4	8	1	0	0	2	11	9	10	53

カ 患者移送件数

- 感染症法に基づく陽性患者の移送

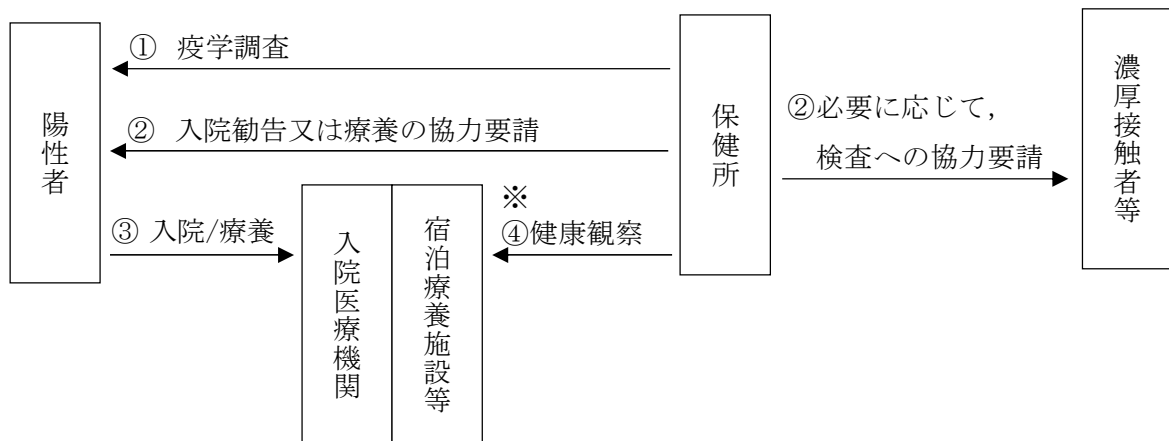
	移送件数
令和2年度	216件
令和3年度	888件

- 医療機関等搬送円滑化事業による患者の搬送（令和2年6月～）

発熱患者や濃厚接触者で診療・検査が必要な者のうち、交通手段を有しない者を専用車両により搬送する事業

	搬送件数
令和2年度	113件
令和3年度	359件

キ 陽性判明後の流れ



(※) 自宅療養中の患者にのみ保健所で実施

ク 医療費の給付

	入院医療費		検査診療費	
	件数	金額	件数	金額
令和2年度	353件	24,605,048円	10,661件	46,373,532円
令和3年度	2,745件	272,119,674円	87,459件	320,531,208円

【令和3年度 内訳】

3月	87件	6,519,777円	4,356件	18,729,118円
4月	144件	14,620,821円	4,633件	19,367,541円
5月	250件	21,689,682円	6,205件	26,487,028円
6月	298件	28,455,653円	5,655件	23,696,745円
7月	268件	20,897,826円	6,067件	25,814,721円
8月	395件	34,179,026円	9,619件	41,713,597円
9月	311件	35,384,641円	6,828件	29,101,524円
10月	121件	15,533,703円	4,616件	18,810,850円
11月	68件	6,722,566円	4,289件	16,684,738円
12月	52件	19,319,534円	4,195件	16,138,932円
1月	370件	33,460,321円	14,792件	40,224,008円
2月	381件	35,336,124円	16,204件	43,762,406円
計	2,745件	272,119,674円	87,459件	320,531,208円

③ 今年度の取組予定

ア 執行方針

感染症法等に基づき、国や県の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対する有効かつ的確なまん延防止措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止を図るとともに、入院患者に対する適切な医療を提供する。

イ 予算

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策事業

◇ 歳入：9,103千円 国庫補助金（1/2）

◇ 歳出：22,053千円 【20款5項10目 予防費 感染症予防費】

（単位：千円）

節	説明科目	令和4年度予算	摘要
需用費	消耗品費	5,260	検査センター運営に係る消耗品費等
役務費	通信運搬費	1,431	パルスオキシメーター等郵送料
委託料	委託料	15,362	患者移送業務委託料等
合計		22,053	

(イ) 新型コロナウイルス感染症医療給付事業

◇ 歳入：47,611千円

国庫負担金（3/4） 15,487千円

国庫補助金（1/2） 32,124千円

◇ 歳出：90,338千円 【20款5項10目 予防費 感染症予防費】

（単位：千円）

節	説明科目	令和4年度予算	摘要
委託料	委託料	5,439	審査支払手数料
扶助費	医療給付費	84,899	入院医療費・検査診療費
合計		90,338	

④ 事業の沿革

令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> 国内1例目の発生（14日） 帰国者・接触者相談センターの設置（保健所保健予防課内）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 市新型コロナウイルス感染症危機対策本部設置（3日） 帰国者・接触者外来の設置（4日～） 県内1例目の発生（22日）
3月	<ul style="list-style-type: none"> 市内1例目の発生（18日） 保健師のオンコール体制開始（20日～）
4月	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言が全国を対象に発令 県内の電話相談の一時対応を担う栃木県新型コロナウイルスコールセンターが開設（14日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来への行政検査委託（個別契約）の開始 PCR検査センターの開設，運営開始（戸祭山緑地公園駐車場）（13日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 県内1例目のクラスターの発生
7月	<ul style="list-style-type: none"> 検体回収を行う会計年度任用職員の配置 市医師会を通じた行政検査の委託（集合契約）の開始
8月	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査センターの設置延長 検体採取所の臨時開設対応の開始 栃木県機動調査チームに9名（事務2，保健師3，薬剤師3，獣医師1）登録
9月	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制の拡充策として3つの柱を整理 <ul style="list-style-type: none"> 「患者の早期発見」：身近な医療機関における診療から検査に迅速につながる体制の強化（診療検査医療機関を支援10月～） 「クラスターの早期封じ込め」：学校や福祉施設におけるクラスター発生を封じ込める検査体制の強化（11月～） 「感染症対策と経済活動両立支援」：社会経済活動を維持・再開するための検査の仕組の構築（ビジネスPCR1月～）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 診療検査体制強化協力金制度の創設
11月	<ul style="list-style-type: none"> 学校や福祉施設等におけるクラスターを封じ込める即日調査・検査体制の確保事業の開始
12月	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査センターの臨時開設の開始（保健所南駐車場）
令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスPCR等支援事業開始（健康増進課所管により4日～） 市内の1日の新規陽性者数（発表日ベース）が過去最大77名（6日） 市独自の緊急事態宣言を発令（6日）（～延長（2/7），～終了（2/21）） 市全庁応援開始（1/8：28名～，1/15：14名追加） 自宅療養者が急増，NHO栃木医療センター川口医師による入院調整支援開始（1/8～3/31） 特措法第32条第3項に基づく緊急事態措置区域に栃木県が追加（1/13～2/7）され，本県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令（14日～栃木県のみ2/8解除） 厚生労働省支援チームによる応援開始（1/14～22国の支援事業，1/23～2/7県の支援事業） 県事業による自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸与開始（1/16～）
2月	<ul style="list-style-type: none"> 市衛生環境試験所にて変異株のスクリーニング検査開始（12日～） 精神科病院，高齢者施設等の従事者を対象とした一斉行政検査の開始

	(2/15～3/25) <ul style="list-style-type: none"> ・国による医療従事者（NHO宇都宮病院）への新型コロナウイルスワクチン先行接種（15日～） ・国（内閣官房）と県によるモニタリング検査が市内団体及びスポット配布で実施（2/22～3/14） ・市全庁応援の第1陣28名中20名の応援終了（21日）、第1陣の応援8名と第2陣14名の応援終了（28日～）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁応援14名（1日10名）体制開始（1日～） ・NHO宇都宮病院沼尾医師による積極的疫学調査等支援（週1日、9日～） ・全ての都道府県の緊急事態措置が終了（21日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・県外往来者（首都圏等）等を対象とした変異株対応臨時PCR検査の実施（5/26～31）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスPCR等検査支援事業の上限額及び補助額の引き上げ（6/1） ・社交飲食業に対して感染対策の注意喚起を訪問にて実施（生活衛生課により6/29～7/1）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・県外往来者（首都圏等）を対象とした個人向けPCR検査の実施（8/2～1/10） ・商店街と連携した飲食店従業員向けスポットPCR検査の実施（7/30, 8/20） ・精神科病院、高齢者施設等の従事者を対象とした一斉行政検査の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・県外往来者（首都圏等）を対象とした個人向けPCR検査の対象者の拡充（1/13～） ・ビジネスPCR等検査支援事業の上限額の引き上げ及び補助対象の拡充（1/20～3/31）

⑤ 課題

発生状況等に応じて適切な措置を迅速に講じることにより、感染症のまん延を防止するとともに、入院・療養を要する患者に対して適切な医療を提供する必要がある。

（7）エイズ・性感染症の予防普及啓発

（平成8年度開始 令和4年度予算：644千円 国1/2, 市1/2）

【事業の目的・内容】

市民がエイズ・性感染症に関する正しい知識を持ち、性に関する適切な意思決定や行動選択ができる能力を養うため、予防教育や検査・相談体制の充実、関係機関とのネットワーク強化を行い、エイズ・性感染症のまん延防止を図る。また、正しい知識の普及により、社会におけるエイズ等への偏見・差別をなくす。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 正しい知識の普及啓発

ア 啓発活動の充実

(ア) 中学校, 高校, 大学等における健康教育の実施

事業名	期 間	実施場所・参加者数	
エイズ予防教育出前講座	令和3年 7月6日	宝木中学校 3年生 129人	
	令和3年 7月 9日	宇都宮海星女子学院 3年生 16人	
	令和3年 7月14日	一条中学校 2年生 149人	
	令和3年 4月20日	作新学院高校 情報科学部 1~3年生 1400人	
	令和3年 6月8日	宇都宮中央女子高等学校 1~2年生 561人	
	令和3年 6月11日	宇都宮商業高校(定時制) 1~3年生 32人	
	令和3年 7月1日	作新学院高校 トップ英進部 2年生 291人	
	令和3年 7月7日	宇都宮工業高等学校(定時制) 1~3年生 その他 112人	
	令和3年 7月9日	宇都宮海星女子学院 3年生 51人	
	令和3年9月22日	宇都宮清陵高等学校 1~2年生 433人	
	令和3年12月20日	文星芸術大学附属高等学校 1年生 353人	
	専門学校等	令和3年 7月 12日	済生会宇都宮病院看護専門学校 1年生 43人

(イ) 市広報紙への掲載(HIV検査普及週間, 世界エイズデー)

(ウ) 職場, 学校等で行うエイズ教育への支援(エイズ図書・パネルの貸出, パンフレット等啓発資料の配布)

実施内容	貸し出し先・配布先	実施回数・配布数等
図書, ビデオパネル等教材の貸し出し	中学校・高校・大学等	随時
パンフレット等啓発資料の配布	食品衛生協会講習時	8回・381部
	中学校・高校・大学等	12回・3647部
	保健所内常設コーナー	50部
	検査会場	750部

(エ) パネル展示(通年)

イ HIV検査普及週間(6月1日~7日)関連事業

休日即日検査の実施: 令和3年6月6日 9時30分~11時 受検者数 0人

ウ 世界エイズデーキャンペーン関連事業の展開

リーフレット入りクリアファイルの配布及び, パネル展示, パンフレット配布

※ 世界エイズデーキャンペーン期間中に配布

事業名	実 施 日	実施回数・配布数等
市広報紙掲載	令和3年11月 1日 発行	
市ホームページへの掲載	令和3年11月25日 ~12月 2日	
市内TSUTAYA3店舗で ポスター掲示・パンフレット配布	令和3年11月25日 ~12月 7日	3店舗 配布数 130部

本庁1F市民ホール・保健所で ポスター展示及びパンフレット、リーフレット入りクリアファイル等の配布	令和3年11月25日 ～12月7日	本庁・保健所2か所 (パンフレット 200部) (クリアファイル 30部) (ティッシュ 305部)
中学校, 高等学校, 専門学校, 大学への普及啓発 パンフレット・ポスター, リーフ レット入りクリアファイル等の配布	令和3年11月25日 ～12月7日	中学31校 高校17校 専門学校31校 大学8校 (パンフレット・ポスター 1981部) (クリアファイル 1510部)
民間企業への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配布	令和3年11月25日 ～12月7日	民間企業 8社 (配布数104部)
医療機関への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配布	令和3年11月25日 ～12月7日	婦人科・泌尿器科 52か所 (計364部)
市役所窓口等でのパネル展示 レッドリボン配布・着用依頼	令和3年11月25日 ～12月1日	本庁・出先機関39か所 配布数 352部
休日即日検査	令和3年12月5日	受検者数 7人

(オ) 青少年のエイズ予防普及啓発事業(再掲)

リーフレット入りクリアファイルの配布及び、パネル展示、パンフレット配布

※ 世界エイズデーキャンペーン期間中に配布

② エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業

ア 所内研修会の実施

事業名	実施日	実施回数・配布数等
エイズ対策従事者研修会 (エイズ対策に関わる職員を 対象とした基本的講話の実施)	令和3年度は新型コロナウイルスまん延防 止のため実施なし	

(8) エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談

(平成8年度開始 令和3年度予算：2,295千円 国1/2, 市1/2, 県日曜HIV分の1/2)

【事業の目的・内容】

エイズ, 性感染症及びウイルス性肝炎について, 検査・相談の充実を図り, 感染の早期発見, 早期治療及び二次感染の防止を推進し, まん延防止を図ることを目的とする。

また, 検査・相談の機会に, 相談者が性に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力を養えるよう, エイズ, 性感染症及びウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針 宇都宮市保健所条例	保健予防課感染症予防グループ

《経過》

時期	内容
平成8年度～	HIV抗体検査・相談事業を開始 保健所：毎週水曜日(受付時間 午前9時から10時)

平成10年度～	日曜HIV検査を県との共催事業として実施 保健センター：毎月第4日曜日（受付時間 午後1時から4時）
平成12年8月～	性器クラミジア抗体検査、梅毒検査を開始
平成13年5月～ 10月	C型肝炎抗体検査を開始（HIV抗体検査と同時希望の場合、無料）
平成17年4月～	HIV・梅毒検査について即日検査を開始（予約制10人/回） ウイルス性肝炎検査について月1回の実施に変更（第2水曜日のみ）
平成18年度～	HIV検査普及週間（6/1～7）の開始により、6月に夜間検査を実施
平成19年度～	クラミジア抗原検査のモデル事業を実施 ウイルス性肝炎検査の無料化 7月 B型肝炎抗体検査を廃止し、抗原検査のみに変更
平成20年1月～	ウイルス性肝炎検査について、毎月第2・4水曜日、第4日曜日に実施
平成21年4月～	クラミジア抗体検査から抗原検査へ変更
平成22年4月～	日曜HIV・性感染症・ウイルス性肝炎検査の受付時間を午後1時から午後4時を午後1時から午後3時30分に変更
平成24年10月～	C型肝炎抗体検査試薬の製造中止に伴い、ウイルス性肝炎検査業務を臨床検査機関に委託開始
平成25年4月～	ウイルス性肝炎検査について、毎週水曜日、第4日曜日に変更 性器クラミジア検査の試薬の製造中止に伴い、性器クラミジア検査業務を臨床検査機関に委託開始
令和元年3月	新型コロナウイルスまん延防止のため、検査の規模を縮小して実施
令和2年3月～	新型コロナウイルスまん延防止のため、検査を予約制（5人）にて実施
令和2年3～5月	新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の発出のため、日曜HIV検査を中止（結果通知のみ実施）
令和2年6月～	新型コロナウイルスまん延防止のため、検査を予約制（水曜日：10人、日曜日：15人）にて実施

《実績》

① HIV・エイズに関する相談受付件数（令和3年度 電話108件及び来所4件）

	HIV検査	一般的知識	感染機会	治療 (病院等)	その他
令和元年度	203	744	5	5	0
令和2年度	130	376	1	0	0
令和3年度	100	402	3	0	0

② HIV検査件数

年度	年齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
		令和元年度	男	10	171(1)	159(2)	
	女	6	108	72	32	12	230
	計	16	279(1)	231(2)	121(1)	78	725(4)
令和2年度	男	11	94(1)	87	33	37	262(1)
	女	4	58	28	15	4	109
	計	15	152	115	48	41	371(1)
令和3年度	男	10	100	94	18	27(1)	249(1)
	女	5	71	35	7	8(1)	126(1)
	計	15	171	129	25	35(2)	375(2)

() は陽性者数・再掲

③ クラミジア検査件数

年度		年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
		男	女						
令和 元年度	男			5(1)	116(9)	105(1)	54(1)	44(1)	324(13)
	女			4(1)	84(13)	54(3)	18	8	168(17)
	計			9(2)	200(22)	159(4)	72(1)	52(1)	492(30)
令和 2年度	男			9	77(7)	69(2)	22(2)	28	205(11)
	女			4	45(7)	22	8	2	81(7)
	計			13	122(14)	91(2)	30(2)	30	286(18)
令和 3年度	男			8	78(2)	73(6)	15	23	197(8)
	女			4(3)	59(13)	24(3)	5(1)	6	98(20)
	計			12(3)	137(15)	97(9)	20(1)	29	295(28)

() は陽性者数・再掲

④ 梅毒検査件数

年度		年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
		男	女						
令和 元年度	男			10(1)	170(1)	161(2)	86(2)	65(3)	492(9)
	女			6	108	72(1)	32(1)	12(1)	230(3)
	計			16(1)	278(1)	233(3)	118(3)	77(4)	722(12)
令和 2年度	男			11	94(1)	85(1)	32(3)	36(2)	258(7)
	女			3	57(1)	28(1)	13(2)	4	105(4)
	計			14	151(2)	113(2)	45(5)	40(2)	363(11)
令和 3年度	男			9	99(4)	94(2)	19	27(1)	248(7)
	女			5	72	36(1)	9	7(1)	129(2)
	計			14	171(4)	130(3)	28	34(2)	377(9)

() は陽性者数・再掲

⑤ B型肝炎検査件数

年度		年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
		男	女						
令和 元年度	男			2	70	80	46	39(1)	237(1)
	女			0	57	42	17	12	128
	計			2	127	122	63	51(1)	365(1)
令和 2年度	男			5	54	63	18	24	164
	女			2	39(1)	27	10	5	83(1)
	計			7	93(1)	90	28	29	247(1)
令和 3年度	男			2	55	54(1)	9	17	137(1)
	女			3	40	21	4	5	73
	計			5	95	75(1)	13	22	210(1)

() は陽性者数・再掲

⑥ C型肝炎検査件数

年齢 年度	年	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合 計
	令和 元年度	男	2	70	81	46	39
女		0	57	42	17	13	129
計		2	127	123	63	52	367
令和 2年度	男	4	54	63	18	24	163
	女	2	39	27	10	5	83
	計	6	93	90	28	29	246
令和 3年度	男	2	55	54	9	18	138
	女	3	40	21	4	5	73
	計	5	95	75	13	23	211

() は陽性者数・再掲

(9) 風しん抗体検査・相談 (平成26年度開始 令和4年度予算：5,688千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

妊娠を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無の状況を認識する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに、抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防することを目的とする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 特定感染症検査等事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

《経 過》

時 期	内 容
平成26年度～ 平成27年3月	6月から風しん抗体検査・相談事業を開始(県内統一して開始) 保健所：毎週水曜日予約制(受付時間 午前11時から12時) 休日風しん抗体検査 平成27年3月8日(日)に実施
平成27年度	休日風しん抗体検査 年4回(6・9・12・3月)に実施
平成28年度	夜間風しん抗体検査 年2回(9・3月)に実施 休日風しん抗体検査 年2回(6・12月)に実施
平成30年度	臨時夜間風しん抗体検査 年1回(10月)に実施 風しん抗体検査を医療機関に委託開始

《実 績》

風しん抗体検査件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	1,438	1,184	792	727

(10) 結核発生動向調査事業（平成8年度開始 令和4年度予算：298千円 市単独）

① 結核発生動向調査事業

【事業の目的・内容】

結核疾患の有効な予防対策を確立するため、患者情報などを国へオンライン入力により報告する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条 感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

ア 新登録患者数

本市の結核罹患状況は、全国と比較すれば低い水準で推移しているものの、順調に減少しつつある状況ではない。

令和2年の新規登録患者数は33人（潜在性結核感染症を除く）で、人口10万人当たりの罹患率は6.4であり、また、潜在性結核感染症の新規登録者は12人である。

（潜在性結核感染症を除く）

区 分	令和元年		令和2年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	14,460	11.5	12,739	10.1
栃 木 県	188	9.7	179	9.3
宇 都 宮 市	48	9.2	33	6.4

イ 年齢別新規登録者

本市の年齢別新規登録者は、70歳以上の高齢者が23人（72.0%）となっており、新規登録者全体の半数となる。

（潜在性結核感染症を除く）

年齢別	令和元年		令和2年		令和3年	
	患者数	割合(%)	患者数	割合(%)	患者数	割合(%)
0～4	0	0.0	1(1)	3.0	0	0.0
5～9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15～19	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20～29	4(2)	8.3	2	6.1	2(2)	6.2
30～39	2(2)	4.2	2(1)	6.1	2(1)	6.2
40～49	2(1)	4.2	1(1)	3.0	1(1)	3.2
50～59	5	10.4	3	9.1	2	6.2
60～69	6	12.5	6	18.2	2(2)	6.2
70～	29	60.4	18	54.5	23	72.0
総数	48	100.0	33	100.0	32(6)	100.0

（ ）：外国生まれ

ウ 外国生まれ新規登録者数

平成30年の新規登録者数のうち、3人(9.1%)が外国生まれとなっている。

	令和元年	令和2年	令和3年
新登録者数	5	3	6
(潜在性結核感染症)	(6)	(4)	(0)

※ 令和3年国籍内訳：ネパール2人，フィリピン1人，韓国1人，中国1人
ミャンマー1人

エ 年末現在登録患者数

本市の結核患者登録状況は令和2年末現在96人(潜在性結核感染症を除く)である。
(潜在性結核感染症を除く)

区 分	令和元年	令和2年
全 国	34,533人	31,551人
栃 木 県	396人	378人
宇 都 宮 市	118人	96人

オ 年齢別年末現在登録者

新規登録者と同様，70歳以上が多くを占めている。

(潜在性結核感染症を除く)

	令和元年		令和2年		令和3年	
	患者数 (人)	割合(%)	患者数 (人)	割合(%)	患者数 (人)	割合(%)
0～4	0	0	0	0	1	1.1
5～9	0	0	0	0	0	0
10～14	1	0.8	1	1.0	0	0
15～19	0	0	1	1.0	0	0
20～29	7	5.9	9	9.4	8	8.8
30～39	9	7.6	4	4.2	7	7.7
40～49	10	8.5	9	9.4	4	4.4
50～59	18	15.3	14	14.6	10	11.0
60～69	13	11.0	12	12.5	11	12.1
70～	60	50.9	46	47.9	50	54.9
総数	118	100	96	100	91	100

② 結核登録票による患者管理

【事業の目的・内容】

結核患者が，適切な医療を受け，速やかに治癒し，社会生活に復帰することを支援するとともに，患者家族等の接触者からの感染と発病を防止し，患者を早期に発見するため患者管理を行っている。

結核登録票により患者の登録を行い，必要に応じて保健師が訪問指導を行う。登録者で医療を受けていない者の精密検査(管理検診)は，市長が適当と認められる医療機関を選定しその医療機関に委託して行う。治療終了後，自主的に医療機関を受診している者については医療機関からの病状報告にて，病状を把握する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の13	保健予防課感染症予防グループ

《令和3年1月～令和3年12月実績》

管理検診対象件数(延べ) 147件
 管理検診受診件数(延べ) 141件 内訳) 管理検診 医療機関 99件
 保健所 5件
 定期病状報告数 37件

区 分	令和元年	令和2年	令和3年
対象者数	183	164	147
受診者数	174	155	141
受診率(%)	95.1	94.5	95.9

③ 普及啓発事業

【事業の目的・内容】

結核予防週間・世界結核デーを機に市民の結核に関する正しい知識を深めるとともに、官民一体となった結核対策の推進に一丸となって取り組む気運を高めることを目的とする。

ア 結核予防週間（9/24～9/30）関連事業

- ・ 市役所1階市民ホール及び保健所ロビーでのパネル展示・知識啓発資料の配布
- ・ 地域における保健福祉サービス提供の拠点（6拠点）での啓発資料の配布
- ・ 広報紙への結核に関する情報の掲載
- ・ 医療機関に対する、結核患者の届出・医療に関する情報提供

イ 世界結核デー（3/24）関連事業

広報紙への結核に関する情報の掲載

ウ 外国人結核対策における普及啓発

市内の日本語学校等に対し、結核周知用パンフレットを配布（14校）

(11) 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催

（平成8年度開始 令和4年度予算：1,560千円 市単独）

【事業の目的・内容】

保健所に設置されている感染症診査協議会結核担当分科会は、5人の委員で構成され、感染症法に基づき宇都宮市内に居住する登録患者の就業制限と入院勧告の適正、並びに結核医療費公費負担に係る医療の適正について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第24条 宇都宮市保健所条例 宇都宮市感染症診査協議会規則	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

① 開催回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期診査会	24	21	24
臨時診査会	0	0	0

② 結核患者入院勧告状況

区 分	前年末 公費負担 件 数	新規件数	公費負担打ち切り件数			年 末 公費負担 件 数
			軽 快	死 亡	その他	
令和元年	6	38	30	7	0	7
令和2年	7	15	18	3	1	0
令和3年	0	13	8	3	0	2

③ 結核医療公費負担の診査状況

区 分	申 請 者 数			診 査 合 格			承認患者数		
	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計
令和元年	113	111	224	112	111	223	112	111	223
令和2年	88	57	145	87	57	144	87	57	144
令和3年	85	34	119	85	34	119	85	34	119

(12) 結核接触者健康診断

(平成8年度開始 令和4年度予算：4,083千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

結核のまん延を防止するため必要があると認められるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、①結核患者の接触者のうち感染者の有無を確認する②接触者のうち発病者を早期に発見する③感染源を追求することを目的として、結核接触者健康診断を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

接触者健康診断の実施数（延べ件数）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
胸部エックス線検査	6 5	2 2	6 1
ツベルクリン反応検査	2	0	4
IGRA検査	4 5 3	9 2	1 1 6

※ 保健所および委託医療機関実施分

要精査者の結果

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
結果	要医療（患者）	3	1	0
	潜在性結核感染症 治療開始	9	3	1
	発病のおそれ	6	3	1 3

(13) 結核医療費の公費負担（平成8年度開始）

令和4年度予算：13,326千円 37条：国3/4,市1/4, 37条の2：国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

感染症法に基づく入院患者および結核患者の医療費及び療養費を公費負担する。

結核医療費は、法第18条（就業制限）及び法第19条、20条（応急入院勧告、本入院勧告）に基づく入院患者の医療費（法第37条）と結核患者の医療費（法第37条の2）について、公費負担制度が設けられている。

《実績》

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
支 払 基 金 委 託 分	37条の2 分	件数	326件	205件	110件
		金額	2,008,178円	1,026,640円	816,037円
	37条分	件数	18件	14件	12件
		金額	11,091,850円	7,853,436円	6,374,942円
国 保 連 委 託 分	37条の2 分	件数	413件	351件	280件
		金額	538,733円	626,179円	291,775円
	37条分	件数	98件	43件	27件
		金額	7,823,066円	3,460,213円	1,945,342円
合 計	37条の2 分	件数	739件	556件	390件
		金額	2,546,911円	1,652,789円	1,107,812円
	37条分	件数	116件	57件	39件
		金額	18,914,916円	11,313,649円	8,320,284円

(14) 結核対策特別促進事業

（平成8年度開始 令和4年度予算：362千円 国10/10）

【事業の目的・内容】

結核対策特別促進事業として、結核患者に確実に抗結核薬を服薬するよう支援し治療の完遂を図ることにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的として、DOTS事業を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の14, 53条の15 結核対策特別促進事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① DOTSカンファレンス

国立病院機構宇都宮病院にて実施した。

結核患者に対し、退院後も確実に服用できるよう支援し、治療の完遂を図る。

区分	開催回数	対象者
令和元年度	12	71
令和2年度	10	35
令和3年度	4	3

② 地域DOTS事業

ア 登録患者のDOTS実施状況

訪問・面接等によるDOTSの実施状況・頻度

区分	延べ件数(件)	実人数(人)				
	訪問・面接	月1回	月1～2回	週1回	週3回～ 毎日	合計
令和元年度	383	33	4	3	1	41
令和2年度	322	21	12	2	0	35
令和3年度	133	24	3	0	0	27

イ 薬局DOTS事業

宇都宮市薬剤師会と契約を締結。

	協力薬局数	実施延べ人数(人)	実人数(人)	新規者数(人)
令和元年度	45か所	127	43	24
令和2年度	47か所	65	31	9
令和3年度	50か所	39	10	13

(15) 結核定期健康診断

(平成8年度開始 令和4年度予算：4,734千円 市単独)

① 結核予防費の補助

【事業の目的・内容】

事業者、学校および施設の長は、それぞれの業務に従事する者、学校の学生・生徒・児童又は、当該施設に収用されている者であって、政令で定める者に対し、政令で定める定期において、定期の健康診断を行わなければならない。

このため、私立学校の長が行う定期結核健康診断に係わる費用の一部を補助することにより、結核の予防を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2～9, 第58条の2～3, 第60条	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

結核予防費の補助

区 分	補助施設数	補助金額
令和元年度	26	3,392,971円
令和2年度	26	5,016,408円
令和3年度	25	4,320,894円

② 結核検診

【事業の目的・内容】

結核の早期発見のため、16歳以上の市民（学校・事業所等で検診を受けている人は除く）に胸部X線直接撮影による定期健康診断を実施している。

本市では、昭和33年から結核予防法に基づいて検診車による集団健診で開始した。昭和62年4月からは老人保健法の改正に伴い、40歳以上の市民については肺がん検診を併用している。

ア 結核検診実施状況（肺がん検診受診者を含む）※所管：健康増進課

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	発見患者数(人)
令和元年度	131,098	33,316	25.4	0
令和2年度	132,864	30,159	22.7	0
令和3年度	138,590	30,664	22.1	0

※平成24年度から対象者数は地区別年齢別人口（3月末日現在住民基本台帳）から算出

イ 定期健康診断実施状況（感染症法第53条の2に基づく定期の健康診断）（令和3年度）

区 分	対象者数	受診者数	受診率	間 接	直 接
事業者	19,075	17,801	93.3	4,632	13,169
学校長	9,481	9,437	99.5	2,761	6,766
施設長	2,519	2,490	98.8	965	1,525
市（＝ア）	138,590	30,664	22.1		30,664
合 計	31,075	29,728	95.7	8,268	21,460

※報告分のみの集計

※平成26年度より歯科診療所（事業者）に対し報告を求める通知を発送（対象者に含む）。

定点把握対象感染症(週報)

	月	令和3年1月				令和3年2月				令和3年3月				令和3年4月					令和3年5月					令和3年6月						
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
小児科 疾患	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	2	7	4	2	16	15	9	6	17	10	14	13	4	6	9	16	12	9	10	24	25			
	咽頭結膜熱	1	2	1	1	2	0	5	0	2	3	5	2	1	3	1	2	3	0	7	9	6	1	0	4	0	1			
	A群溶血性レンサ球菌	4	11	7	8	7	5	6	4	5	6	3	6	3	3	5	3	4	2	9	11	5	10	5	5	7	4			
	感染性胃腸炎	2	3	7	7	8	6	8	11	9	5	7	7	4	2	8	11	16	2	22	21	12	13	8	15	9	11			
	水痘	4	2	0	1	2	0	2	1	0	1	0	2	0	0	2	0	1	1	2	0	1	0	0	2	1	0			
	手足口病	2	0	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0			
	伝染性紅斑	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	2	2	0	1	2	0	0	1	0	2	0	0	1	1			
	突発性発疹	0	7	9	7	6	7	9	8	7	5	2	6	9	9	7	4	4	2	7	1	6	9	5	3	9	10			
	ヘルパンギーナ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	1	0			
	流行性耳下腺炎	1	2	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1			
	計	14	28	26	25	29	23	37	30	26	39	32	33	25	36	33	36	43	11	53	54	46	47	29	45	54	53			
眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	流行性角結膜炎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
基幹病院 定点	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	無菌性髄膜炎	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	感染性胃腸炎(ロ タウイルスによるも の)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

月	令和3年7月				令和3年8月				令和3年9月					令和3年10月				令和3年11月				令和3年12月					令和3年 合計	令和2年 合計	令和元年 合計
	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52			
イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1,151	6,140
RS	22	16	18	12	14	3	6	12	3	5	3	6	6	4	2	2	1	0	0	1	0	0	0	1	6	0	373	36	417
咽頭	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	1	3	2	3	0	1	0	2	83	66	150
A群	7	4	1	5	5	1	2	6	1	3	8	6	6	8	8	10	14	9	9	7	9	6	17	8	16	7	331	583	944
感染	3	5	0	5	7	0	2	8	4	4	4	1	3	1	7	2	23	2	14	14	14	12	10	11	14	8	412	303	731
水痘	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	2	2	1	40	84	200
手足	0	2	0	1	0	0	1	2	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	5	4	7	11	5	4	61	35	1,867
伝染	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	18	85	418
突発	4	5	5	3	3	5	7	4	5	9	6	2	4	6	4	5	3	5	8	4	3	5	4	4	1	2	274	326	313
ヘル	0	0	0	3	3	0	0	3	1	2	3	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	29	17	282
流行	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	2	0	0	29	33	74
計	38	33	27	32	32	9	18	36	17	27	24	18	24	20	26	20	43	20	33	32	33	32	40	42	44	25	1,652	1,924	11,536
急性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	5	6	15
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	5	6	15
細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	5	2	1
無菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	4	2
マイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロタ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1	12	7	8